

別図第五号(第36条の2第1項第5号及び第6号関係)

1 406MHzを超え406.1MHz以下の周波数の電波を使用するもの(406.05MHzの周波数の電波を使用するものを除く。)

同期符号	通報形式の区分 (注1)	識別表示の種類	自局の識別信号 (注2)	誤り検定符号	通報
------	-----------------	---------	-----------------	--------	----

注1 短通報の場合は「0」、長通報の「1」であること。

注2 (1) 識別表示の種類を「1」としたときは、これに代わる識別表示を使用することができる。

(2) 引き続き遭難の位置等を送信することができる。

2 406.05MHzの周波数の電波を使用するもの

装置の識別番号	国番号	機能の状態	自局の緯度及び経度	自局の識別信号	信号の種類	予備信号	付帯情報	誤り検定符号
---------	-----	-------	-----------	---------	-------	------	------	--------